





松伏町地域子育て支援センター



☎990-9010

松伏2428-1 開所日時 月~金曜日(祝日を除く) 10:00~15:00

子育て講座 「絵本となかよし」 講師 あいのみ文庫

■4/18(金)10:10~11:30 日本就園児の親子 ■8組 ●無料 ●受付中

★大きくなったかな(発育測定・発育相談)

■4/23(水)10:00~11:40 分発育測定・発育相談希望の方 分無料 ●4/14(月)~

★ベビーデー

圓4/11(金)10:00~11:40、13:00~14:40

励ねんね・ハイハイ・よちよちのお子さん
●無料
●受付中

★親子サロン

遊具でお友達と遊んだり、工作やお散歩に出かけたり、自由に楽しく過ごしています。

る町内在住の未就園児親子 28組 ●受付中

北部地域子育て支援センター



☎080-5179-1866

築比地674-2 (農村トレーニングセンター) 開所日時 月・水・金曜日(祝日開所) 10:00~15:00

講座 「みんなでレッツ・シェイプアップ」 講師 加藤 啓子

■4/25(金)10:00~11:00 日本就園児の保護者 ■8名 ●無料 ●受付中

★とことこキッズ

●4/23(水)10:00~11:40、13:00~14:40
●ベビーデーを卒業したお子さん
●無料
●4/14(月)~

★わんぱくデー

支援センター講座の申込みは、締め切りまでに各支援センターへ(電話申込み可)。 申込開始日が休館日の場合、翌開館日から受け付けます。講座中は同室託児があります。



児童館ちびっ子らんど(



3993-0202

松葉 1-6-3 休館日 4月7日(月) 開館時間 9:30~18:00

★ペーパークラフト★ ~ペーパークラフトを作ってみよう!~

対保護者付添いの年長、小学生以上

★サポーターキッズ★ ~ボランティアスタッフになって児童館を盛り上げよう~

№年間を通してイベント・準備などをお手伝いしてくれるお友だち募集!

動小学3年生から中学生(登録制) €15名(申込み順) ●受付中

@第1回定例会 4月19日(土)10:00~11:15

★あそびのこばこ★ ~お子さんとふれあい遊びを楽しみましょう~

❷参加するお子さんの年齢に応じて、輪投げや魚つり、大型パズルなどで遊びます

対保護者付添いの幼児



町内の幼稚園・保育所(園)・認定こども園 イベント情報



たから幼稚園

⊕⋅**⊕☎**991-2828

◆令和7年度 きらら☆ルーム(たからプレスクール)お子さんのみで通う未就園児教室です。

●5月よりスタート(若干名募集中) ※見学可

◆園庭解放 大型遊具で遊びましょう

■4/16(水)・18(金)・23(水)・25(金)・30(水)いずれも15:00~16:30

効親子でどなたでも **危**なし

◆4月生まれのお友だち 園児と一緒にお祝いしましょう【要予約】

■4/23(水)10:30~11:30 図0歳~未就園児親子 昼なし

認定こども園 みどりの丘こども園

⊕⋅**®≈**991-2277

※イベントは全て【要予約】

◆園庭開放

◆こいのぼり製作

■4/23(水)10:30~11:50 划未就園児親子 €10組

◆令和7年度ひよこクラブ入学受付中

お子さんのみで通う未就園児教室です。電話にてお問い合わせください。

認定こども園 こどものもり

⊕⋅**⊕☎**991-4854

※イベントは全て【要予約】

◆園庭解放 自然いっぱいの園庭で遊びましょう

◆ままごとコーナーや木のおもちゃで遊びましょう

■4/30(水)10:00~11:00 ★ 11:00 ★ 11:00 日本 11:00 日

◆さくらんぼルーム♪(プレスクール) 親子で通う未就園児ルームです。

■5月よりスタート(見学可) 動未就園児親子 ゆなし



こども医療費·ひとり親家庭等医療費の 支給制度を利用するには申請が必要です

問合せ すこやか子育て課 子育て支援・児童福祉担当 ☎991-1876

こども医療費・ひとり親家庭等医療費の支給制度を利用するには、すこやか子育て課に登録申請書を提出し、資格を登録する必要があります。

▶こども医療費

出生や転入等の際に申請することができます。

【対象

町内に住所があり、医療保険に加入している方で、18歳年度末まで

【登録できない場合】

生活保護受給者、重度心身障がい者医療費受給者、無保険者等

▶ひとり親家庭等医療費

母子・父子・養育者家庭の保護者となった際に申請することができます。

【対象】

保護者及び20歳未満の一定の障がいのある児童 【登録できない場合】

事実婚状態、児童が施設に入所、児童が国内に住所 を有しない、児童が婚姻、保護者又は同居親族の収入 が所得制限以上、生活保護受給者、重度心身障がい者医療費受給者、無保険者等

▶注意事項

出生、転入、その他該当した日から15日以内に登録申請をしてください。該当した日に遡って支給します。 15日を過ぎた場合は申請日から支給となります。

> 子ども医療費に関する必要書類、 その他注意事項など詳しくはこちら▶



医療費の支給制度の財源は、町民の皆さんの大切な税金により運営しています。適正受診にご協力ください。

- 緊急の場合を除き、平日の時間内に受診しましょう。
- •同じ病気で複数の医療機関を受診するのは控えましょう。
- 相談できる「かかりつけ医」を持ちましょう。
- ジェネリック医薬品の利用をご検討ください。